

# 総務省

M I C M O N T H L Y M A G A Z I N E

特集2

社会貢献活動での  
アマチュア無線の活用

特集1

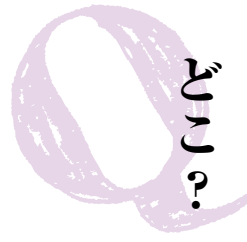
公共インフラとしての  
「電話リレーサービス」が  
始まります！



地方のかがやき

静岡県  
長泉町





喫茶代を  
多く支出して  
いるところは  
どこ？



写真：Table-K、unio、Fast&Slow / PIXTA



喫茶代の年間支出額

(2018年(平成30年)～  
2020年(令和2年)平均)

1位	岐阜市	13,564円
2位	東京都区部	11,470円
3位	名古屋市	10,962円
4位	川崎市	9,697円
5位	神戸市	9,001円

出典：総務省統計局「家計調査（二人以上の世帯）品目別都道府県庁所在市及び政令指定都市ランキング」

岐阜や名古屋に定着した  
独特のモーニングサービス

岐阜市の喫茶代年間支出額は、全国平均（6705円）の約2倍。岐阜県では、人口あたりの喫茶店の数も多く、日常的に喫茶店を利用する習慣が根付いているようです。

岐阜県や愛知県では、独特のモーニングサービスを行っている喫茶店が多いことでも有名です。飲み物だけでなく朝食が付いてくるお店が多いようですが、なかにはトーストではなくおにぎりやカレー、焼肉定食が選べたり、なんと食べ放題のお店まであるそうです。

※総務省「平成28年経済センサス-活動調査」より



暮らしの今と未来がわかる情報誌

# 総務省

MIC MONTHLY MAGAZINE

# 6

月号

2021 June Vol.246



広報誌を  
スマホなどで  
閲覧できます



発行：総務省  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
(中央合同庁舎2号館)  
電話：03-5253-5111(代表)

## C O N T E N T S

### 特集1

4

## 公共インフラとしての 「電話リレーサービス」が 始まります!

### 特集2

10

## 社会貢献活動でのアマチュア無線の活用

### MIC NEWS 01

18

## 通信・放送事業者間の問題は 電気通信紛争処理委員会へご相談ください

### MIC NEWS 02

20

## テレワークの導入・活用には確実なセキュリティ対策を

### MIC NEWS 03

21

## 正しく知ろう!電波利用のルール ~無線機器の使用には技適マーク<sup>㊿</sup>の確認を~

### MIC NEWS 04

22

## 「統計データ分析コンペティション 2021」を開催中です!

### MIC リポート

23

## 「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」 表彰式について

14

地方のかがやき

## [静岡県] 長泉町

### 池の平展望公園

愛鷹山中腹の標高846メートルに位置する公園。眼下には、駿河湾を一望する壮大なパノラマが広がります。

# 公共インフラとしての 「電話リレーサービス」が 始まります！



令和3年7月から公共インフラとしての「電話リレーサービス」が開始します。「電話リレーサービス」とは聴覚や発話に困難がある方（以下「聴覚障害者等の方」といいます）と、それ以外の方（以下「聴覚障害者等以外の方」といいます）の会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるものです。今までは聴覚障害者等の方にとって電話を利用することが困難な状況でした。この状況に対して、令和2年12月1日に聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）が施行され、公共インフラとしての電話リレーサービスが制度化されました。今回、多くの方に「電話リレーサービス」をご理解いただくため、次ページ以降で詳しくご紹介します。

# 電話リレーサービスの仕組み

## 電話リレーサービスとは

「電話リレーサービス」をご存知でしょうか。

電話リレーサービスとは、聴覚障害者等の方による手話・文字を通訳し、音声で伝えることにより、聴覚障害者等の方と聴覚障害者等以外の方との意思疎通を仲介するサービスです。現在は、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのモデル事業や各民間企業、聴覚障害者情報提供施設におけるサービスとして、電話リレーサービスが実施されています。

この度、電話リレーサービスを公共インフラとして実現するため、新たな法律「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が制定、令和2年12月に施行されました。

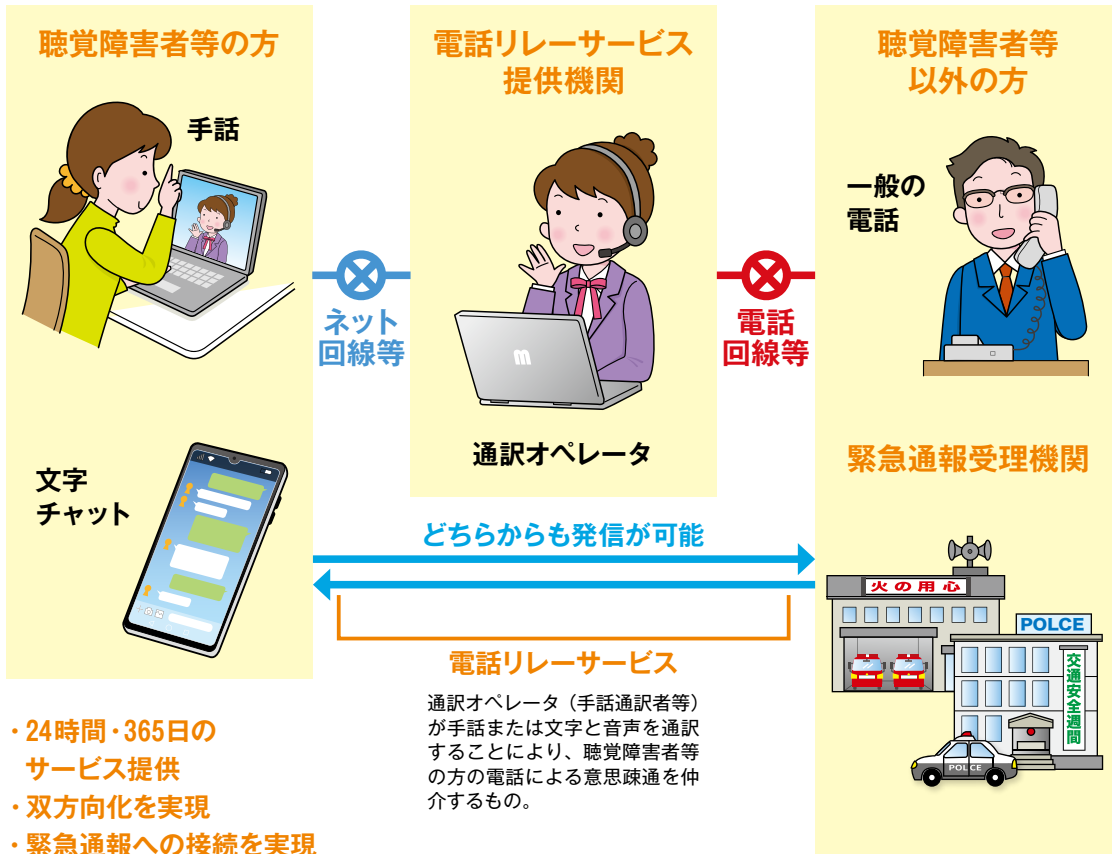
## 電話リレーサービスの制度化の背景

電話は、国民の日常生活および社会生活において、即時性を有する意思疎通を遠隔地にしながら可能とする基幹的な手段です。一方、聴覚障害者等の方は、介助を受けずに電話を利用することが困難な状況にあります。このように、電話を利用した日常生活のコミュニケーションや行政手続、職場における業務のやりとり、緊急時の速やかな救助の要請等に困難を伴うといった課題があり、自立した日常生活および社会生活を送る上で支障が生じている状況があることが、公共インフラとしての電話リレーサービスの制度化に至った背景となっています。

## 電話リレーサービスの利用イメージ

公共インフラとしての電話リレーサービスを利用した場合は、以下のようなやり取りが想定されます。

### 電話リレーサービスの概要





公共インフラとしての電話リレーサービスで実現される主なものとして、①24時間365日対応、②緊急通報、③通話の相手方との双方向での発信、が可能となります。

利用登録した聴覚障害者等の方に付与された電話番号を聴覚障害者等以外の方があらかじめご存じなら、聴覚障害者等以外の方からの連絡も可能です。これにより、聴覚障害者等の方のみならず、聴覚障害者等以外の方からも、いつでも電話をかけられるようになります。

実際のサービスは、法律に基づいて、電話リレーサービス提供機関である、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供します。6月から聴覚障害者等の方の事前登録を受け付けており、7月1日からサービスを開始する予定です。

## どんなときに使えるの？

電話リレーサービスの利用シーンをご紹介します。

### ① 24時間 365日対応

【例えば…】深夜に子どもが高熱を出して、病院に今すぐ連絡したい



連絡が困難で、結局近くの人かFAXで病院に連絡も、反応が遅く、診察の予約が遅れる。



すぐに診療が受けられた。

### ② 緊急通報受理機関への通報

【例えば…】夜間、戸外に怪しい人影が……。助けを呼びたい



怖くて外の様子を見ることもできず、警察に連絡したくてもどうしていいかわからない。

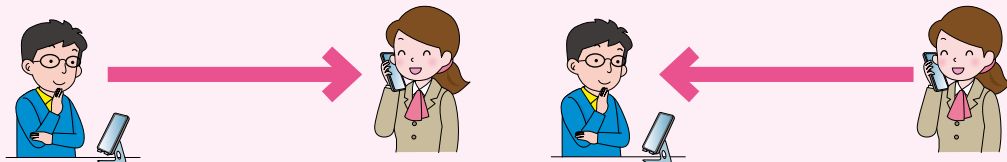


警察がすぐに駆けつけてくれた。外の見回りもしてくれて、安心して眠ることができた。

### ③ 双方向化

1. 仕事の問い合わせで、取引先の聴覚障害者等以外の方に連絡ができるようになった。

2. 仕事の問い合わせで、取引先の聴覚障害者等の方にすぐ確認ができるようになった。



# 公共インフラとしての 電話リレーサービスの利用登録方法

## 聴覚や発話に困難がある方

### 利用登録方法について

現在、電話リレーサービス提供機関では、聴覚障害者等の方の事前登録を受け付けています。聴覚障害者等の方は登録が必要となります。

登録できる方は①身体障害者手帳（聴覚障害、音声・言語機能障害）を保有している方、②身体障害者手帳（聴覚障害、音声・言語機能障害）は保有していないが電話の利用が困難等の、いずれかに該当する方が対象です。

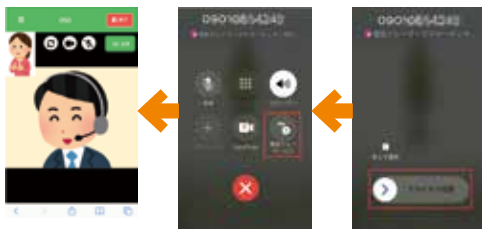
利用をしてみたい場合は  
電話リレーサービス  
提供機関へ  
お問い合わせください。  
(手話・文字チャットでも可能)



特集1 公共インフラとしての「電話リレーサービス」が始まります！

## 公共インフラとしての電話リレーサービスの利用の流れ

### 聴覚障害者等の方の着信例 (スマートフォンの例)



- ①着信を確認したらスライドして着信に回答
- ②「電話リレーサービス」をタップして端末のロックを解除
- ③オペレータを通じて通話が開始

### 聴覚障害者等の方の発信例 (スマートフォンの例)



- ①電話リレーアプリを起動後、「開始」をタップ
  - ②相手先の電話番号を入力して発信
  - ③通話方法の選択
- ※緊急通報の場合は、緊急通報ボタンを押し、通報先を選択  
→緊急通報対応オペレータにつながります。

### 利用にあたって自分でご用意いただくもの

- ・インターネット環境（データ通信できる環境）
- ・スマートフォン端末、タブレット端末またはパソコン

### 利用料金 ※通話料はいずれも1分あたり

- ①月額料なしプラン
  - ・通話料 固定電話着 16.5円（税抜 15円）
  - ・通話料 携帯電話着 44円（税抜 40円）
- ②月額料ありプラン
  - ・月額料 1番号あたり 178.2円（税抜 162円）
  - ・通話料 固定電話着 5.5円（税抜 5円）
  - ・通話料 携帯電話着 33円（税抜 30円）

詳細は、電話リレーサービス提供機関にお問い合わせください。

- ④オペレータへ接続。オペレータから「発信先を呼出し中」のアナウンス。相手先との接続後、通話が開始。通話の開始後は、オペレータがそのまま通訳します。
- ⑤オペレータを呼出し

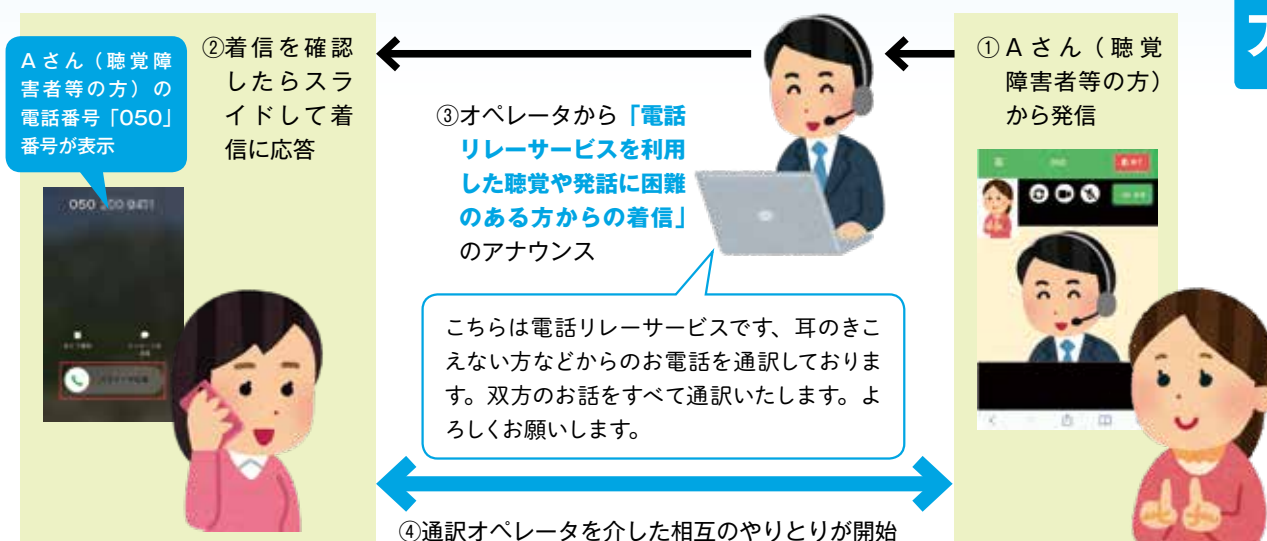
# 聴覚障害者等以外の方

電話リレーサービスでは、電話の相手方からも、聴覚障害者等の方へ、電話を双方向にかけられるようになる他、聴覚障害者の方に電話番号が付与されるので、不在着信となった場合においても折り返しをすることができます。なお、聴覚障害者等以外の方の登録は不要です。

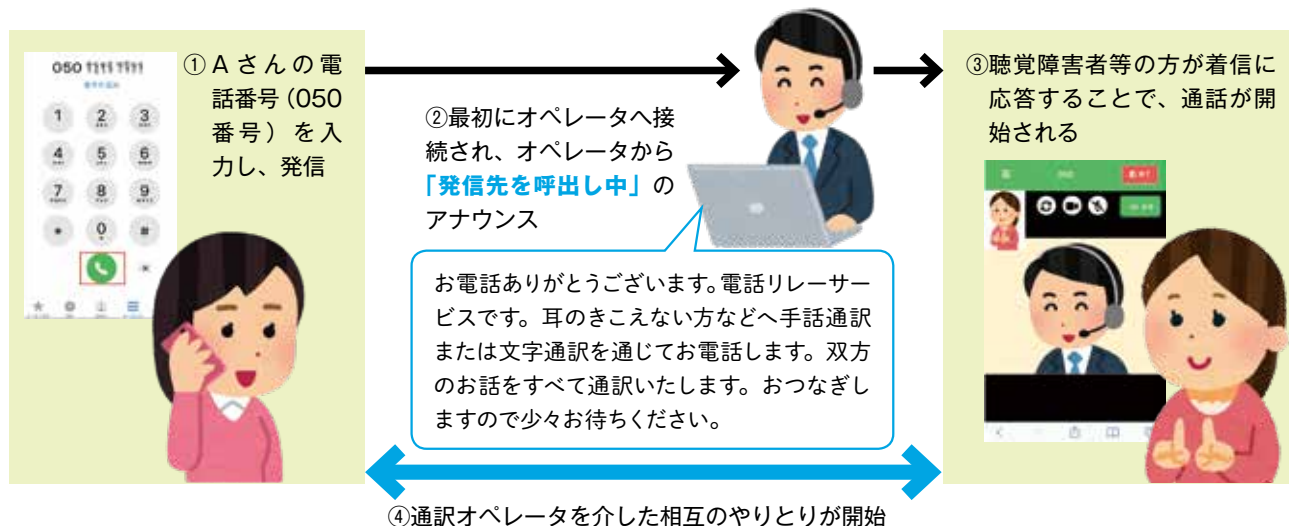
実際に電話リレーサービスの通訳オペレータを介して、どのように電話がかかってくるのか、また、聴覚障害者等の方へ電話をかけたい場合の例をご紹介します。

電話リレーサービスを介した電話がかかってきた場合は、通訳オペレータが最初にその旨を説明した上で、通話が開始されます。通話が開始された後は、聴覚障害者等の方の手話や文字をオペレータはそのまま通訳します。通話の主体は聴覚障害者等の方と通話の相手方である聴覚障害者等以外の方です。

## 聴覚障害者等以外の方の着信の例（スマートフォンの例）



## 聴覚障害者等以外の方の発信の例（スマートフォンの例）



お互いに  
電話がかけられるようになり  
コミュニケーションが広がるね！





# 電話リレーサービスの制度概要について

## 電話リレーサービス制度

電話リレーサービスの提供主体となる「電話リレーサービス提供機関」および「電話リレーサービス提供機関」へ業務の費用となる交付金を交付し

たり、電話提供事業者から負担金の徴収を中立公正に行うものとして「電話リレーサービス支援機関」を総務大臣がそれぞれ全国で1者指定することとなっております。

令和3年1月、総務大臣は、「電話リレーサービス提供機関」として一般財団法人日本財団電話リレーサービスを、「電話リレーサービス支援機関」として一般社団法人電気通信事業者協会を指定しました。

令和3年度の電話リレーサービスにおける交付金の額は約15・4億円となっております。特定電話提供事業者（前年度電気通信事業収益が10億円超、

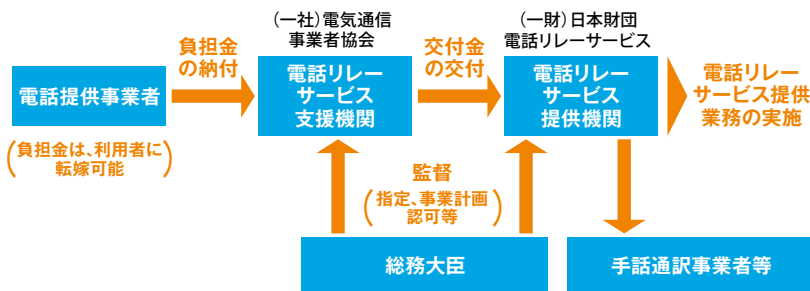
総務大臣から電気通信番号の指定を受け、その番号を最終利用者へ付与している事業者）がそれぞれ使用する電話番号数に応じて負担金を負担することとなっております。

この負担金の計算で用いられる番号単価（1電話番号当たりの負担額）は、法令に基づき電話リレーサービス支援機関が算定しています。

また令和3年度の1番号あたりの番号単価は、表のとおりとなっております。多くの電話会社では、この番号単価を「電話リレーサービス料」という形で、電話の利用者の皆様にご負担いただくこととなります。

現在、電話リレーサービス提供機関および電話リレーサービス支援機関は、業務規程や事業計画書、収支予算書等の認可を経てサービス開始に向けた準備を進めています。

### 制度概要



### 令和3年度番号単価

4月	0円
5月	0円
6月	0円
7月	1円
8月	1円
9月	1円
10月	1円
11月	1円
12月	1円
1月	1円
2月	0円
3月	0円

7月から1月までの各月1円（年間7円）の負担額となります。

## 電話リレーサービスをもっと知りたい

### ●電話リレーサービスの利用方法やサービス内容

「電話リレーサービス提供機関」：（一財）日本財団電話リレーサービス  
 TEL：03-6275-0910（代表） 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝休日・年末年始を除く）  
 ：03-6275-0912（お客様サポート） 受付時間：9:30～18:00（年末年始を除く）  
 FAX：03-6275-0913  
 MAIL：info@nftrs.or.jp  
<https://nftrs.or.jp/>



### ●交付金・負担金に関する内容

「電話リレーサービス支援機関」：（一社）電気通信事業者協会  
 TEL：03-6302-8391 受付時間：9:00～17:00  
 （土・日・祝休日・年末年始を除く）  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)



### ●電話リレーサービス制度

総務省（電気通信消費者相談センター）  
 TEL：03-5253-5900 受付時間：平日9:30～12:00 / 13:00～17:00  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html)



# 社会貢献活動での アマチュア無線 の活用

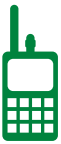
～災害や地域イベントなどの  
ボランティア活動等で  
アマチュア無線が利用できます～

アマチュア無線は、世界中の人との交信や無線機の工作といった無線技術への興味による趣味として知られてきました。今、その知識や経験を生かして、様々な社会貢献活動での活用が始まっています。



総務省は、非常災害時等のボランティア活動や、国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動において、アマチュア無線を身近なくらしの中で活用できるようにアマチュア無線の定義を明確化しました。

このことにより、アマチュア無線のより一層の活用が期待されるとともに、電波の有効利用およびアマチュア無線の地位向上が図られ、地域社会に貢献することが期待されております。さらには、アマチュア無線をきっかけとした地域におけるボランティア活動・地域活動の相互連携につながることも期待されております。

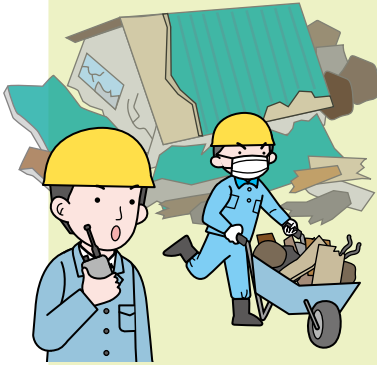


## 社会貢献活動として アマチュア無線が利用できる例

### 災害ボランティアでの利用

～非常災害時（事前・直前準備、訓練）から災害復旧時までの継ぎ目のない支援が可能に～

- ・ 自主防災活動
- ・ 避難所運営・安全確認
- ・ 避難情報の収集・避難者の誘導
- ・ 消防団活動の連絡補助
- ・ 被災状況の確認
- ・ 避難所・ボランティアセンターの運営
- ・ 炊き出し
- ・ 支援物資の仕分け・運搬
- ・ がれきの撤去
- ・ 倒壊家屋の片付け
- ・ 被災者の集いなど



### ボランティア活動・公の地域活動での利用

～マラソン大会、花火大会、地域清掃等での利用が可能に～

- ・ マラソン大会・体育大会
- ・ 花火大会
- ・ 地域のイベント・お祭り
- ・ 児童の登下校補助
- ・ 学校行事
- ・ 地域の清掃活動
- ・ 地域の観光案内など
- ・ 有害鳥獣対策
- ・ 消防団活動
- ・ 地域の交流イベント
- ・ 地域のボランティア活動
- ・ 電波教室など





# 社会貢献活動での アマチュア無線の利用について Q&A

## Q 非常災害時にアマチュア無線が活躍した事例は？

A 通信の確保など非常災害時に活躍した事例は以下のとおりです。

非常災害時でのアマチュア無線の運用事例

運用時期	災害の名称	運用事例
1995年 1月	阪神淡路大震災	交通情報および道路の損壊状況の情報、近隣居住者、知人等の安否の照会、救援物資の集積輸送関連状況の伝達、食料等を扱っている商店等の照会、公共サービスの実施状況の伝達等の支援
2011年 3月	東日本大震災	被災地各地の情報収集および行政機関への通報（100人超が自衛隊により救出）、市役所等防災拠点での中継局等設置や対策本部等への無線機貸出等の通信支援
2019年 10月	台風19号	アマチュア無線でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行い、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続（関東地方）

※その他、地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信および通報等に、個人・社団を問わずアマチュア無線が活用されています。



## Q 今までの「非常通信」と何が違うの？

A 非常通信の制度に変更はありません。

非常通信（電波法第52条第4号）に該当するかどうかは免許人の判断により柔軟に行えることとしていますが、非常通信の性格から有線通信（携帯電話等も含む）を利用することが著しく困難であるときなどの制約があります（電波利用ホームページ「アマチュア局による非常通信の考え方」参照）。今後は、非常通信であるかどうかにかかわらず、非常災害時から災害復旧時まで、継ぎ目のない支援をアマチュア無線により行うことが可能となります。

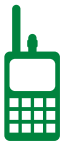


## Q アマチュア無線が 使えない活動は？

A 仕事（企業等の営利法人等の営利活動）に使うことはできません。

たとえ社会貢献活動であったとしても、企業等の営利法人等の営利活動では、アマチュア無線を使用することはできません。





### Q アマチュア無線を使用する際のルールは？



**A** 社会貢献活動等に使用する場合も、アマチュア無線に関する電波法令を守ってください。電波法令に違反すると、罰則があります。

代表的なルールとしては、以下のよう  
なものがあります。

- ・コールサイン（呼出符号）は必ず言  
いましょう。
- ・周波数の使用区別（バンドプラン）  
を守りましょう。
- ・他のアマチュア無線の運用を妨げな  
いように心がけましょう。



### Q 社会貢献活動でのアマチュア無線の使用において必要な資格や免許はあるの？



**A** アマチュア無線従事者資格とアマチュア無線局免許が必要です。

有資格者の監督が行われていても、無資格者が使用することはできません。なお、すでにアマチュア無線局免許をお持ちの方であれば、社会貢献活動を行う際に総務省への手続きは不要です。



**A** アマチュア無線のほか、デジタル簡易無線局（登録局）や免許不要の市販トランシーバーなども使えます。状況に応じて、活動に適切なものをご使用ください。

例えば、デジタル簡易無線（登録局）は、総務省（総合通信局等）への手続きが必要ですが、無線従事者免許が不要で、通信の際の識別信号の送出手動で行われるなど運用に制約が少ない無線システムです。



### Q 社会貢献活動を行うために使う無線は、アマチュア無線に限られるの？



## 自治体の皆さまへのお知らせ

社会貢献活動においてアマチュア無線が活用できるようになりました。

すでに、自治体と地域のアマチュア無線団体・クラブ等との間で災害時応援協定等が結ばれ、災害情報の収集・伝達が行われている地域も多いと思われませんが、今後は、災害ボランティアに限らず、地域イベントなど様々な活躍の場が広がります。

とりわけ、公の地域活動を行う通信のアマチュア無線の使用については、公務員がアマチュア無線を使用すること、また、消防団が行う活動や鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信にアマチュア無線を使用することが認められることとなりました。

引き続き、アマチュア無線に関する法令の遵守等その適正な利用をお願いいたします。詳細は、お問い合わせ先または電波利用ホームページ「アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方」をご覧ください。

お問い合わせ先：総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5895  
電波利用ホームページ「アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方」  
[https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/ama\\_social\\_contribution/](https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/ama_social_contribution/)







町内の至る所から  
北西にそびえる富士山を望める長泉町。  
「ちょうどいいが いちばんいい」という  
コンセプトのもと、これからの時代に合った  
ライフスタイルを追求しています。



# 長泉町

ながいずみちよう

[静岡県]



人口減少を克服した  
全国でも数少ない「奇跡の自治体」

上：約1万年前の富士山の噴火による溶岩流が造り出した伊豆半島ユネスコ世界ジオパークの「鮎壺の滝」。  
下：町の子育て支援の恒例イベント「ながいずみ子育てフェスティバル」のワンシーン。

静



Nagai Mizu no Machi DATA

人口：4万3,574人  
(令和3年3月1日)  
面積：26.63km<sup>2</sup>  
町の木：モッコク  
町の花：サツキ  
町役場所在地：静岡県駿東郡長泉町  
中土狩 828

岡県の東部、伊豆半島の  
付け根辺りに位置する長  
泉町は、東名高速道路と  
新東名高速道路が町内を横断し、  
東海道新幹線のJR三島駅も近く  
にあるなど首都圏へのアクセスが  
良好な町です。

町域は細長く、南東から北西に  
かけて伸びており、北西部は駿河  
平と呼ばれる丘陵地です。

面積では県内で3番目に小さな  
町ですが、先端技術やバイオテク  
ノロジー関連の企業が多く進出し





### 花

## クレマチス

苗木の生産量日本一を誇る長泉町特産品のクレマチス。贈答品だけでなく、庭造りの素材としても好評を博する。



### グルメ

## あしたか牛

愛鷹山麓すそ野の広大な緑地に囲まれた環境の下、良質な粗飼料と厳選された配合飼料により一頭一頭丹精込めて育てられた牛。



### 景勝地

## 駿河平自然公園

長さ 130 m の吊り橋「遊々橋」や芝生広場、展望台、せせらぎ、池などが整備されている。面積は約 4 万 3,000㎡。

1本の幹に1つだけ実らせることにより栄養を集中させながら育てる長泉メロン。上品な甘みがのり、舌触りはなめらか。



奉納された色鮮やかな朱の鳥居が並ぶ割狐塚稲荷神社。宇賀御魂神を祭神とする。春分の日に例大祭が行われる。



クレマチスが咲き誇る庭園、バルナール・ビュフェ美術館やヴァンジ彫刻庭園美術館、カフェやレストランがあるクレマチスの丘。



7世紀に造られた原分古墳。直径約16mの円墳で石室から馬具や太刀飾り、須恵器が出土した。火ノ塚、山の神古墳とも呼ばれる。

みんなでつくる  
輝きつづける  
“ちょうどいい”まち



長泉町長  
池田 修

豊かな自然と豊富な地下水があり、温暖な気候の長泉町は、交通アクセスの利便性も高く、優良企業が多数立地し、財政力が安定しています。町域こそ広くはありませんが、恵まれた環境などの強みを生かしつつ、コンパクトな町だからこそできるまちづくりを町民の皆さんと一緒に進めています。

ています。町では医療・健康関連の産業の集積を図っており、町には、がん治療の実力ランキングで日本一の評価を受ける県立静岡がんセンターもあります。

安定的な財政基盤をもとに長泉町は子育て支援の施策にも力を入れており、人口増加率と合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計）は県内屈指で、人口減少を克服したことから、マスコミから「奇跡の自治体」と称されることもあります。

# ★地域資源を活用

## 長泉ブランド

**多**

くの人に長泉町を知ってもらい、好きになってもらうことを目的とするのが長泉町都市ブランド戦略です。その一環の長泉ブランド認定品は、魅力ある農畜産

物、食品、製品など「長泉らしさ」のある地域資源を長泉ブランドとして認定。町内外に広く発信することで産業振興を図るとともに、町の知名度の向上を目指す事業です。

また、統一性、一貫性のある情報発信のため、「長泉を好きな気持ち」や「認定品への愛情・愛着」をハートのモチーフで表現したロゴマークを制作しています。



干柿にするか脱渋して食べる四ツ溝柿。「するがの柿」とも呼ばれる。



長泉ブランド認定品



長泉町産のブルーベリーを使用し、素材そのものを生かした無添加ジャム。



長泉町の伏流水を使い、独自開発した製麺機で作るコシの強い麺類。



版木と手書きがある長泉風。絵柄は加藤清正や源義経などの武者が中心。



長泉大和芋を使用し、上品な味わいが楽しめる本格大和芋焼酎「いもおとこ」。

### リニューアルして町営に 長泉町 井上靖文学館



自伝的小説『しろばんば』に登場する土蔵をイメージした外観

伊豆の地で幼少期を過ごし、『あすなる物語』や『風林火山』などの作品で知られる小説家の井上靖の存命中である昭和48年に開館しました。生い立ちや作品に関する資料を多数展示する同施設を今年度から町で運営していくことになりました。

### 相談窓口やチャレンジジョブ 起業・創業支援事業



平成31年実施の創業セミナー。



しもとがり下土狩駅近くの店舗で起業体験。

金融機関などと連携し、起業・創業希望者を支援するワンストップ経営相談窓口や事業費補助金の制度など、長泉町は起業・創業の支援の施策に力を入れています。他にも空き店舗を活用した起業支援事業「チャレンジジョブ」や創業スクールの事業があり、同スクールの令和2年度の受講者45名のうち7名が創業しています。

### 駅前のワークスペース拠点

#### 「焼き鳥てっちゃんテレワーク」

昨年12月、新型コロナウイルス感染症によるリモートワーク需要に対応するため、長泉町はJR三島駅前にある居酒屋の屋間の空き時間を利用して、テレワークができるシェアオフィスを開設しました。利用料は居酒屋の収益となり、コロナ禍で落ち込む売上の改善を図る試みでもあります。



駅前の立地と個室がある居酒屋の構造を活用。



# 若い世代が住みやすい

## 子育て支援事業



子ども医療費や子育て世帯の家賃の助成、父親の育児参加促進など長泉町の子育て施策は充実しています。

施設としては、児童館と子育て支援センターの機能をあわせ持つ「パルながいずみ」があり、ここで多様な遊びや体験ができるほか、子育ての悩みや不安を相談

でき、会員同士で子どもの預かりや送迎を行うファミリー・サポート・センター事業の窓口としても利用されています。

さらに庁舎内のこども未来課に子ども・子育ての総合相談窓口を開設しているほか、子育て情報を入手できる「ながいずみ子育てアプリ」も立ち上げています。



パルながいずみで行う父親のための「パパの日曜日」。



未就園児の親子が対象の「子育てフェスティバル」。

### お母さんたちが情報を発信 長泉ママラッチ

町内に住む子育て中の女性たちがカメラマンやライターとなり、町のさまざまなことを取材し、ホームページやフェイスブック、ブログ、冊子などで情報発信する「長泉ママラッチ」。ユニークなスタイルの住民型情報発信として注目されています。

ママラッチの活動を紹介します。



### 新幹線通学を補助

## 「未来人」定住応援

大学進学などをきっかけに、首都圏や遠方へ転出することなく、町の未来を担う人材として定住することを応援するため、長泉町に住みながら新幹線を利用して通学する大学生に最大月2万円の補助をするのが、長泉町定住のための新幹線通学支援補助金制度です。学生には町の親しみや理解を深めるとともに学生視点からまちづくりに対する提案をしてもらうため、町が主催する事業への参加を補助要件としています。

また、大学卒業後、長泉町に住みながら正社員として5年間働くと大卒30万円、短大・専門卒で15万円交付されるのが長泉町未来人定住応援事業奨励金です。



事業へ参加する大学生。

生き生きしてる！

## 長泉町で活躍するみなさん



長泉ママラッチのメンバー

野村理美さん

隣接する三島市出身で平成21年に移住した野村さんは「この町を知りたい、町の人たちとつながりたい」とママラッチのメンバーに。「支援制度に加えて子育て仲間が多いことが心強い町です」



未来人本登録者

大橋佑佳里さん

新幹線通学支援制度を利用して浜松市の大学に通い、未来人に本登録し念願の管理栄養士に。現在は給食委託会社で社員食堂の業務に携わりつつ子どもたちにランニングを教えるなど充実した毎日。



新幹線通学支援補助受給者

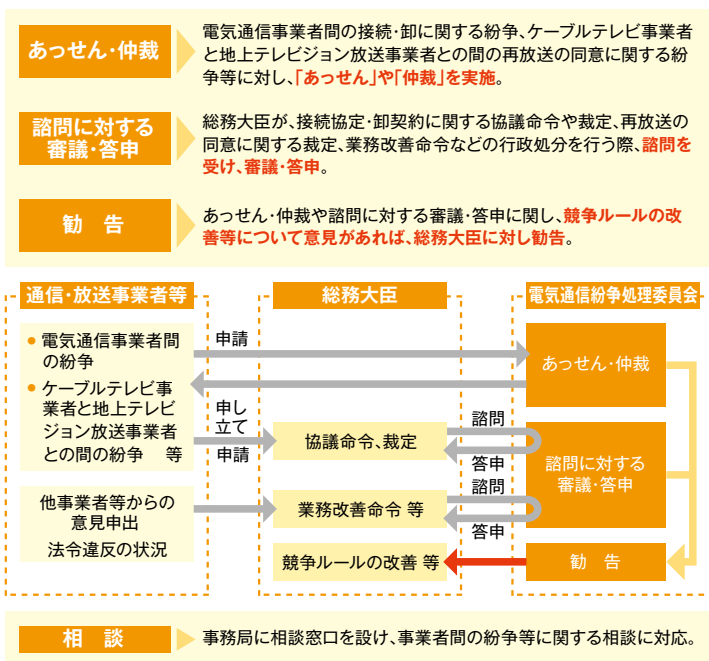
遠藤裕香さん

新幹線通学定期券の一部を町が補助する新幹線通学支援の制度を使い、神奈川県のある長泉町にこれからも住み続けたいです」



# 通信・放送事業者間の問題は 電気通信紛争処理委員会へ ご相談ください

## ■電気通信紛争処理委員会の機能



## ■電気通信紛争処理委員会の委員・特別委員

- 電気通信紛争処理委員会（委員長：田村幸一 弁護士（元高松高等裁判所長官））は、『法律』『経済・会計』『通信工学』等の有識者からなる委員5名、特別委員8名で構成されています。
- 実際にあっせん・仲裁の申請があった場合、委員および特別委員の中から、個別の事案ごとにあっせん委員・仲裁委員が指名され、紛争の解決に努めます。

## ■通信・放送事業者間の問題解決のお手伝いをします。

### 1 事業者間で問題が発生



### 2 相談



### 3 あっせんの申請



### 4 問題解決



電気通信紛争処理委員会は、電気通信事業者間の紛争を迅速・公正に処理する専門的機関として、平成13年11月に設置され、本年11月で発足20周年を迎えます。

当委員会は、これまで、あっせん・仲裁等の制度や相談業務を活用して、電気通信事業者間、放送事業者間等の複雑困難化する紛争に的確に対応し、様々な紛争の解決に当たってきました。

**委員会の主な機能**

① あっせん

事業者等の間に紛争が生じた場合に、委員会が指名するあっせん委員が両当事者の間に入り、必要に応じてあっせん案を提示するなど、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図る制度です。

両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはありません。

■このようなケースで利用いただけます。

- 1** **電気通信事業者** vs **電気通信事業者**
- 電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき  
 例▶ ダークファイバの利用を断られた。接続料について合意できない。
- 2** 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき  
 例▶ 鉄塔の共用に係る費用負担について合意できない。
- 3** 卸電気通信役務の提供に関する契約が調わないとき  
 例▶ MVNOとなって移動通信サービスを提供したいが携帯電話事業者等との契約の協議が調わない。
- 4** 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が調わないとき  
 ● 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約  
 ● 接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約  
 ● 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約  
 ● 電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託に関する協定・契約 等  
 例▶ コロケーションスペースの利用を断られた。
- 5** **コンテンツ配信事業者等** vs **電気通信事業者**
- コンテンツ配信事業者等を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき  
 例▶ ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォーム(ユーザー認証や課金システム等)の利用条件について合意ができない。
- 6** **ケーブルテレビ事業者等** vs **基幹放送事業者**
- 地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協議が調わないとき  
 例▶ 地上テレビジョン放送の再放送の同意について、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者が協議したが、合意にいたらない。
- 7** **無線局を開設・変更しようとする者** vs **他の無線局の免許人等**
- 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わないとき  
 例▶ 無線局を開設するため、既存局の免許人と混信防止フィルタを設置するなど必要な措置について協議をしたが、合意にいたらない。

② 仲裁  
 事業者等の間に紛争が生じた場合に、両当事者が、委員会が指名する仲裁委員が行う仲裁判断に服することに合意して行われる紛争解決の制度です。

仲裁判断には、確定判決と同一の効力が発生します。

③ 事業者等相談窓口  
 委員会事務局では、専用の電話・メールアドレスを設け、事業者等の中で協議が難航した場合の相談に応じ、制度や手続の説明、過去の事例や関係法令の紹介・説明等を行うなど、本格的な紛争を未然に防止するという取組も行っています。

利用できるケース  
 紛争処理制度をご利用いただけるのは、通信・放送事業者等に限りません。

あっせん制度においては、これまで、電気通信事業者間の紛争である中継光ファイバとの接続に関する紛争、接続料や網改造料の支払いに関する紛争、卸電気通信役務の提供に関する紛争、放送事業者間の紛争である地上基幹放送の再放送同意に関する紛争などを取り扱ってきました。

その結果、あっせん委員の専門性を活かし、6割を超える事案が3〜4カ月程度で紛争解決に至っています。

令和3年4月23日に令和2年度年次報告を公表しました。

音声通話サービスに係る卸電気通信役務の提供に関する裁定に係る答申(令和2年6月12日)等、令和2年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告しました。報告に関しては、以下URLよりご確認ください。

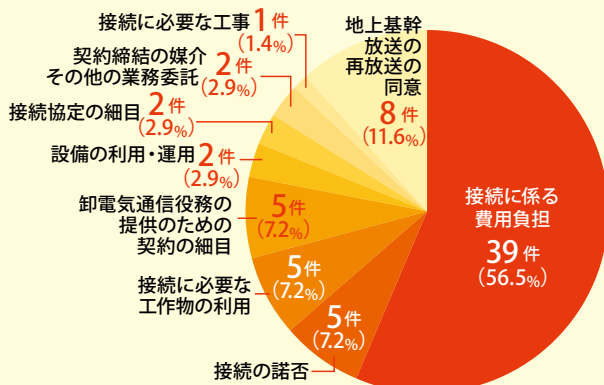
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/02shingi02\\_04000175.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/02shingi02_04000175.html)



<これまでの紛争処理の概況>

<b>1</b>	<b>あっせん</b>	<b>69件</b>
<b>2</b>	<b>仲裁</b>	<b>3件</b>
<b>3</b>	<b>諮問・答申</b>	<b>11件</b>
<b>4</b>	<b>勧告</b>	<b>3件</b>

<あっせんの紛争内容>



お問い合わせ先

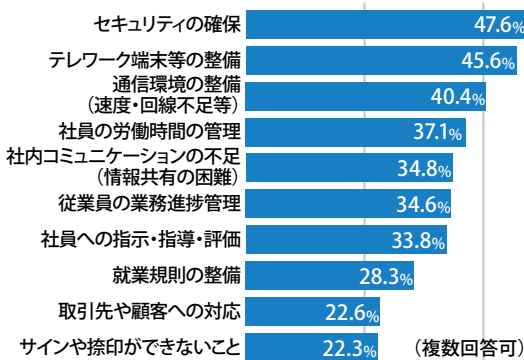
● 通信・放送事業者等の相談窓口  
 TEL : 03-5253-5500  
 FAX : 03-5512-2502  
 E-mail : soudan@ml.soumu.go.jp

● より詳しく知りたい場合はホームページをご覧ください。  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hunso/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/index.html)



# テレワークの導入・活用には 確実なセキュリティ対策を

## テレワークの導入に当たり課題となった点 (n=1,996: テレワーク導入企業)



テレワークは、時間や場所を有効に活用でき、柔軟な働き方を実現するだけでなく、感染症の拡大予防や、災害発生時も含めた業務継続という観点からも有効かつ重要です。

一方、テレワークの実施に当たっては、インターネットを利用したり、端末の持ち出しや私用端末の利用も想定されたりすること等から、組織内利用のみを想定していた従来のセキュリティ対策に加えて、テレワーク的な視点からもセキュリティ対策を実施する必要があります。

実際に、昨年末に実施したテレワーク導入企業に対するアンケートでも、セキュリティ確保が最大の課題とされています。

## テレワークセキュリティ ガイドライン (第5版)



総務省では、こうしたセキュリティ上の不安を払拭し、安心してテレワークを導入・活用していただくため、2004年から「テレワークセキュリティガイドライン」を策定してきました。

感染症対応としての出勤抑制を契機に、テレワークによる勤務が一部の従業員によるものから一般的な形態になるなど、テレワークを取り巻く環境が変化しているほか、クラウドの活用進展やサイバー攻撃の高度化などセキュリティ動向の変化も踏まえ、総務省では、本年5月に、ガイドラインの改定を行いました。

改定により、実施すべきセキュリティ対策や具体的なトラブル事例などを全面的に見直していますので、是非内容を確認してください。

## テレワークセキュリティガイドライン

## 中小企業等担当者向けテレワーク セキュリティの手引き(チェックリスト)

中小企業等をはじめ、テレワークが幅広く浸透する中で、セキュリティの専任担当がいなかった場合や、担当が専門的な仕組みを理解していない場合も想定されます。

こうした場合でもガイドラインに沿ったセキュリティ対策は欠かせませんが、個別に十分な検討を行うことが現実的に難しい面もあります。

そのため、総務省では、最低限のセキュリティを確実に確保していただくことに焦点を絞った手引きを策定しており、ガイドラインとあわせて本年5月に改定を行いました。

また、テレワーク用ソフトの設定解説資料も作成していますので、手引きと合わせて確認してください。

## 中小企業等担当者向け テレワークセキュリティの手引き (チェックリスト) (第2版)



## 関連 URL

総務省 テレワークにおけるセキュリティ確保  
(ガイドライン類やアンケート調査結果を掲載しています。)


[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/cybersecurity/telework/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/)





# 03

## 正しく知ろう!電波利用のルール

～無線機器の使用には技適マークの確認を～

●不法無線局を開設したり、または運用したりすると…

1年以下の懲役  
または  
100万円以下の罰金

●不法電波で重要な無線通信を妨害した場合…

5年以下の懲役  
または  
250万円以下の罰金

### 技適マークはここに付いています

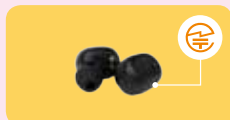
多くの場合、無線機器の型式名称や製造者が記載された銘板の中や外箱に表示されています。

#### ドローン



内蔵バッテリーを外した部分  
または送信機および本体の裏側、側面

#### ワイヤレスイヤホン



本体やタグなど

#### トランシーバー



真裏または内蔵バッテリーを取り外した部分

#### スマートフォン等



液晶画面に表示させる場合がある

### 不法電波は下記のような無線に重大な影響を与えます



消防・救急無線



航空無線



スマートフォン・携帯電話



テレビ・ラジオ

### お問い合わせ先



詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ <https://www.tele.soumu.go.jp/>

電波利用

検索



無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を

総務省では、毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、正しい電波利用の周知と、不法無線局の取締りの強化を実施しています。

国内で使用できる無線機器のほとんどに付いているのが、「技適マーク(技術基準適合証明等のマーク)」。マークのないものは「免許を受けられない/違法になる」おそれがあります。機器を購入・使用する際には、十分ご注意ください。

### 電波の利用には原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。免許状は無線設備の設置(常置)場所に備え付け、従事中は無線従事者免許証を携帯してください。また、無線局の再免許(更新)手続きも忘れずに行ってください。

### 外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、通信販売やインターネット等で、外国規格の無線機器が販売されていますが、これらの多くは日本

の電波法令にある技術基準等に合致していないため、国内では使用できない場合があります。使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や「技適マーク」を確認して購入してください。

総務省では、市場で販売されている無線機器を購入して技術基準等への適合性の測定を行う取組(無線設備試買テスト)を実施しています。その結果、基準を満たさない無線機器に関する情報を公表しています。詳しくは、総務省電波利用ホームページ(当ページ下部参照)をご覧ください。



# 「統計データ分析コンペティション2021」を開催中です！

総務省は、独立行政法人統計センター、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所および一般財団法人日本統計協会との共催により、「統計データ分析コンペティション2021」を開催しています。平成30年度から開催しており、令和3年度は4回目となります。

このコンペティションは、地域別の統計をまとめた「教育用標準データセット (SSDSE) ※」を用いた統計データ分析の論文を募集し、そのアイデアと解析力を競うことで、高校生や大学生等の統計リテラシーの向上を図ります。

皆さま、奮ってご応募ください。

※教育用標準データセット (SSDSE) とは、データサイエンス教育のための汎用素材として作成・公開している統計データで、様々な分野の公的統計を地域別にまとめた表形式のデータセットです。

## 1. エントリー期間

令和3年5月10日(月) から8月10日(火) まで

## 2. 論文締切

【大学生・一般の部】 令和3年9月1日(水)  
【高校生の部】 令和3年9月10日(金)

## 3. 応募資格

【高校生の部】  
高等学校および高等専門学校（1～3年次）の生徒

【大学生・一般の部】  
短期大学、高等専門学校（4、5年次、専攻科）、  
大学および大学院の学生ならびに一般（統計分析等の学習を目的とする方）

## 4. 表彰

審査の結果、優秀な論文には表彰状および副賞を授与します。



## Web サイトおよび問い合わせ先（応募先）

- 「統計データ分析コンペティション2021」ウェブサイト  
<https://www.nstac.go.jp/statcompe/>
- 統計データ分析コンペティション事務局  
[statcompe@nstac.go.jp](mailto:statcompe@nstac.go.jp)



## 「サイバーセキュリティに関する 総務大臣奨励賞」表彰式について



受賞者と記念撮影を行う新谷総務副大臣



受賞者と懇談を行う新谷総務副大臣

近年、サイバー空間と実空間の一体化により社会に豊かさがもたらされる一方で、悪意ある主体がサイバー空間を利用することによるリスクが増大しています。サイバーセキュリティの確保は、安心安全な国民生活や、社会経済活動の力強い発展の観点から、極めて重要な課題となっています。

そこで、総務省では、我が国におけるサイバーセキュリティ意識の向上を図り、もってサイバーセキュリティの確保につなげることを目的として、平成29年度より、サイバーセキュリティ対応の現場

において優れた功績を挙げられ、今後さらなる活躍が期待される個人または団体（チーム）を「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」により表彰しています。

令和2年度の表彰については、本年3月10日、オンラインによる表彰式を開催し、川口 洋氏（株式会社川口設計）、登 大遊氏（独立行政法人情報処理推進機構）および鳥取県自治体ICT共同化推進協議会（代表 平井 伸治氏）に対して、新谷総務副大臣より表彰状の授与を行いました。あわせて、受賞者におけるサイバーセキュリティに関する今後の取組や抱負などについて懇談を行いました。なお、本奨励賞表彰式は今回で5回目となり、今回を含めこれまで計15者（個人9、団体6）に対して、表彰を行ってきております。

総務省では、今後も本奨励賞による表彰を通じてサイバーセキュリティに関する意識の向上を図り、また、その必要性・重要性について広く周知するなど、サイバーセキュリティの確保に向けた取組を引き続き推進してまいります。

### 編集後記

### editorial note

6月号をお読みいただきありがとうございます。

今回、「地方のかがやき」で紹介したのは、静岡県東部にある長泉町です。

町の子育て支援の恒例イベント「ながいずみ子育てフェスティバル」のワンシーンの子どもの楽しそうな笑顔にはとても癒やされました。

その長泉町は、「みんなであつくる 輝きつづける ちょうどいいまち」を目指すまちの姿とし、さまざまな施策を展開しています。その中でも、若い世代が住みやすくなるように、子ども医療費や子育て世帯の家賃の助成、父親の育児参画促進などの子育て支援事業などに積極的に取り組んでいることに魅力を感じました。

コロナ禍で現地取材に行くことができませんでしたが、豊かな自然と魅力ある農畜産物、食品などに恵まれた長泉町に、落ち着いたら実際に行きたいと思えます。末尾になりましたが、今回ご協力いただきました皆様には心より感謝申し上げます。

（広報室 D・S）






STOP THE  
不法電波!

電波の不正利用は、犯罪です。

# 電波のルールを守って!

橋本マナミ

暮らしの安心・安全のために、電波のルールを守りましょう。

- 3つのルール
- 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を。
- 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- 外国規格の無線機器にはご注意を。

電波は消防、防災、放送、携帯電話など、私たちの暮らしの安心・安全のために使われています。不法な電波は、それら大切な通信を妨害します。

電波に関するご相談は、下記までお問い合わせください。

北海道総合通信局 (011)737-0099  
東北総合通信局 (022)221-0641  
関東総合通信局 (03)6238-1939

信越総合通信局 (026)234-9976  
北陸総合通信局 (076)233-4441  
東海総合通信局 (052)971-9107

近畿総合通信局 (06)6942-8535  
中国総合通信局 (082)222-3332  
四国総合通信局 (089)936-5051

九州総合通信局 (096)312-8253  
沖縄総合通信事務所 (098)865-2308

 **総務省 総合通信基盤局**  
<https://www.tele.soumu.go.jp/>

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ

電波利用

検索



2021.05

この印刷物は古紙配合率70%再生紙を使用しています。